

## 公民館等施設使用貸出許可条件について

公民館施設使用許可遵守事項とは別に令和3年10月15日から当面の間、使用貸出の条件を下記の通りとします。

- 岐阜県内の利用者に限ること。
- 各部屋の人数制限は収容定員人数の半数以下で、2m程度の距離が確保できる人数とすること。(但し会場の広さに応じる)
- 利用者は必ずマスクを着用すること。
- 申請者・責任者・利用団体代表者等により、利用者全員の名簿を提出すること。
- 来館前に、体調チェック(検温・健康状態)を行い、以下の体調不良の方は施設の利用を控えること。
  - ・37.2℃以上の発熱がある場合
  - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛・下痢などの症状がある場合
  - ・同居家族や、身近な知人に感染や感染が疑われる場合
- 利用者団体(利用者全員)は当日の体調チェックを行い、その都度チェックシートを提出すること。
- 頻繁な換気(30分に1回以上)、複数の窓開けによる通気のよい換気を行うこと。(冷暖房時も換気)
- 利用者同士の間隔を2m程度確保し、対面を避けること。
- 場合によっては、パーティション等により対面場面を遮断する備品等を、利用者で準備すること。
- 館外からの入退室時、トイレ後といった機会など、こまめな手洗い・手指消毒をすること。
- 全施設内では水分補給以外の飲食はしないこと。
- 長時間の滞在や、使用目的以外の滞在を控え、私語会話を極力控えること。
- 活動後、会場の清掃及び共用の備品等を消毒すること。別紙「各部屋の消毒について」に基づく。
- 利用者のゴミの持ち帰りを徹底すること。
- 施設内の給湯室の共用備品(湯呑・急須など)は使用しないこと。
- 新型コロナウイルス感染、もしくは疑い(検査対象や有症状など)が発覚した時は、速やかに八百津町教育委員会へ報告すること。
- ◆囲碁・将棋については、マスクを着用し、最低でも1mの間隔を確保すること。
- ◆調理室の使用を可とするが、共用の備品等は消毒する。調理後の飲食等は禁止し、持ち帰りとする。
- ◆合唱サークル等の活動、管楽器(息を吹く楽器)等の演奏活動は、以下のことを留意のうえ活動すること。
  - ・合唱は、原則、マスクを着用すること。
  - ・管楽器演奏時以外は、原則、マスクを着用すること。
  - ・歌唱者同士、または歌唱者とそれ以外の者との間隔を2m、最低でも1m以上確保すること。
  - ・管楽器演奏時は人との十分な距離(2m程度)を確保すること。
  - ・円陣になる等、互いに対面した歌唱・声援・演奏行為を禁止すること。
  - ・楽器(特に管楽器)は個人管理を徹底し、他人が触れないようにすること。
  - ・管楽器の唾拭きは、スワブ(管楽器などの内部を拭くための布)を頻繁に通し、床に垂れないように配慮すること。唾拭き後は、手指衛生を徹底すること。
  - ・常時換気を原則とし、近距離での大声を避けること。
  - ・レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

今後の新型コロナウイルス感染症対策の状況によっては条件が変更となる場合があります。

皆様の健康、安全確保のため、感染予防対策を徹底していただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。

八百津町教育委員会 電話:43-0390